

核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書

2017年7月7日の国連会議において、核兵器の完全廃絶につながる法的拘束力を有した核兵器禁止条約が採択された。

当該条約では、核兵器の使用は、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則、特に国際人道法の諸原則及び諸規則に反し、破滅的で非人道的な結末をもたらすものであるとして、開発、実験、生産、製造、取得、占有及び貯蔵等に加え、その使用や使用すると威嚇にいたるまでの活動を禁止している。

さらに、核兵器保有国においても当該条約の締約国となることのできる旨を規定するなど、核兵器の全面的な廃絶に向けた枠組みを示しており、また、核兵器の使用や実験による被害者への国際的な協力及び援助についても明記している。

2019年10月18日現在、核兵器禁止条約には79カ国が署名しているが、日本は当該条約には安全保障上の観点で踏まえられていないことなどを理由に署名していない。また、当該条約は50カ国が批准後に発効するとされているが、同日現在、発効に必要な3分の2を超える33カ国が批准するまでになっている。

唯一の被爆国である日本においても、核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応えるため、核兵器禁止条約の発効に向けて、率先して取り組むべきである。

よって、政府においては、核兵器禁止条約に署名し、批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）12月11日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣  
（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに市民ネットワーク  
北海道石川さわ子議員